

令和8年（2026年）度事業評価シート

令和 8 年 6 月 30 日

評価対象事業	都整 - 27	緑地取得事業	☐ 法定受託事務				
所管課	都市整備部 みどり公園課	評価者	みどり公園課長 池田 正				
一般	会計	款	45	項	20	目	5
総合計画上の位置付け	分野名	みどり	施策の方針名	緑の保全等			

1 事業の目的

対象	緑の基本計画に基づく保全すべき緑地や、特別緑地保全地区内の土地の所有者	意図	都市緑地法に基づく買入れの申出に伴う取得及び法指定前の緑地保全の緊急対応のため。
効果	保全すべき緑地を確保する。		

2 事業工程と運営資源配分

☐ 単年度事業 ☐ 終期のある事業（事業終了予定年度：年度） ☒ 単年度繰返

	令和7年度	令和8年度	令和9年度（未定）
事業工程	鎌倉近郊緑地特別保全地区土地公有財産購入費、不動産鑑定評価業務委託	-	-
予算額（千円）	60,249		
国県支出金	32,765		
地方債	24,100		
その他	3,384		
一般財源	0	0	0
当初人員配置数	1.0	0.0	0.0
人件費（千円）	8,537	0	0
事業実績	鎌倉近郊緑地特別保全地区土地公有財産購入費、不動産鑑定評価業務委託		
決算額（千円）	264		
国県支出金			
地方債			
その他	264		
一般財源	0	0	0
人員配置実績数	1.0	0.0	0.0
人件費（千円）	8,283	0	0

3 活動結果（アウトプット）指標

No	活動結果（アウトプット）指標	単位	初期値	目標値 目指す方向	R7 (上段実績、下段経費（千円）)	R8	R9
活1							

活動結果指標の実績に影響を与えた外部要因	
本事業実施に伴う活動結果指標の達成状況に対する評価	土地の所有者からの申出を受け法に基づき買入れを行う事業であり、事業実績の評価を買入面積で測ることはないと考える。

4 成果（活動による直接アウトカム）指標

No	成果（アウトカム）指標の内容	単位	初期値	目標値 目指す方向	R7	R8	R9	関連する活動結 果指標No （最大3つ）
					実績			
成1	近郊緑地特別保全地区の買入れ総面積	約ha	26.1	↗	26.1			

成果指標の実績に影響を与えた外部要因	全国的に環境意識が高まり情報量も増えたことにより、環境や自然に対する市民意識の高まりがあったこと。
本事業実施に伴う成果指標の達成状況に対する評価	成果指標の数値については、緑地の保全や緑化の推進の必要性を、機会を捉えて市民や緑地所有者等に向けて周知した成果であると評価している。
活動結果指標と成果指標の比較分析（寄与度）	緑地の買入れを含めた緑の保全に係る施策を進めることで、成果指標の目標値の上昇が期待できる。活動結果指標が、市民意識調査に直接影響していなかったとしても、土地の所有者からの申出を受け法に基づき買入れを行う事業であり、少しずつ事業を進めていく必要がある。

5 評価結果

評価	妥 当 性	事業に対するニーズ	☐ 増えている	☒ 変わらない	☐ 減少している
		事業実施の主体となるべき者	☒ 市	☒ 国・県	☐ 民間事業者 ☐ なし
	有 効 性	事業の成果	☐ 十分に出ている	☐ 概ね出ている	☒ 出ていない
	効 率 性	事業費削減余地	☐ ある	☒ なし	
		関連・類似事業との統合	☐ できる	☒ できない	
公 平 性	受益者負担	☐ 導入済	☐ 導入予定	☒ 導入できない	
方向性		評価実施年度の方向性 ⇒ 評価実施翌年度以降の方向性			
	事業内容の方向性	☒ 事業内容は現状通り ⇒ ☒ ① 事業内容は現状通りとする			
		☐ 事業内容は見直し済 ⇒ ☐ ② 事業内容は見直す → ☐ 拡大 ☐ 縮小 ☐ その他			
		☐ 事業を休止又は廃止済 ⇒ ☐ ③ 事業は休止又は廃止する			
		☐ 他事業と統合済 ⇒ ☐ ④ 他事業と統合し、本事業は廃止する → 事業へ統合			
予算規模の方向性	☒ 予算規模は現状維持 ⇒ ☒ ① 予算規模は現状維持とする				
	☐ 予算規模は拡大済 ⇒ ☐ ② 予算規模は拡大する				
	☐ 予算規模を縮小済 ⇒ ☐ ③ 予算規模は縮小する				
今後の取組方針（見直し方針）	課題への対応	結果	具体的な内容		
	前年度の新たな課題への対応結果	前年度は新たな課題なし			
	活動結果指標や成果指標の達成状況に影響を与える新たな課題	新たな課題あり	鎌倉近郊緑地特別保全地区における土地の買入れは、土地所有者の権利救済を目的として行政が土地所有者から土地を買入れる制度であり、その性質上、速やかな対応が求められるが、制度の理解が進まず、事業の停滞を招いている。		
	新たな課題に対応するための新規事業の必要性	新規事業の必要性はない			
	総評	・都市緑地法に基づく土地の買入れ申出への対応は、法に基づく義務的なものであり、今後の買入れ申出への対応が必要となることから、事業を継続する。 ・法に基づき実施しており、事業費は国庫補助を充てながら行政が負担していく。			上位施策への寄与度 A

○ 他市比較・ベンチマーク（県内外自治体や民間団体との比較値）

比較事項	鎌倉近郊緑地特別保全地区の指定面積								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績	約131ha	0.0ha	0.0ha	0.0ha	0.0ha	約244.0ha	約33.2ha	0.0ha	約65.0ha

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	土地の所有者からの申出を受け法に基づき買入れを行う事業であり、他市と比較することはなじまないと考える。
----------------------	---